

府中市企業立地促進条例及び規則

指定事業者の指定条件等

1
事業計画

2
対象業種

3
建設場所

4
立地

5
投資額

6
建設面積

7
雇用

8
各種協定

9
指定

①
事業計画

企業立地の
場所が
府中市内

②
対象業種

製造業、
情報サービス業、
学術研究機関

③
建設場所

準工業地域、
工業地域、
工業専用地域、
これらに準ず
る地域

④
立地

企業の事業所の建
設等は、
新設、増設、移設
いずれも可

⑤
投下固定資産総額

土地、建物、償却資産
への投資総額が、
・大企業
⇒1億円以上
・中小及び小規模企業
⇒5000万円以上

⑥
建設面積

事業所の建設面積が、
・大企業
⇒2000㎡以上
・中小企業
⇒1000㎡以上
・小規模企業
⇒500㎡以上

⑦
新規雇用

従業員の新規雇用
・大企業
⇒5人以上
・中小企業
⇒2人以上
・小規模企業
⇒1人以上

⑧
各種協定

公害防止協定、
開発行為に関
する協議等を
完了している
こと

⑨
指定

①～⑧に該当
する場合、
奨励事業者
に指定する

奨励金 1 企業の立地をするために土地を購入した場合に敷地の
土地取得費若しくは**土地鑑定評価額**のいずれか低い額に
10/100の率を乗じて得た額（上限1億円）

- ・指定事業所の**指定後に取得したもの**に限る
- ・取得費の交付は、操業開始の確認後

奨励金 2 企業の立地用資産（**土地、建物及び償却資産**）に課す
固定資産税及び都市計画税の合計額に相当する額以内の額を
3年度間（奨励金の上限なし）

- ・操業開始の年の翌年分の課税分からが計算対象

奨励金 3 企業の奨励事業者の指定を受けてから操業後1年を経過する
日までの間に、**新規に雇用した週所定労働時間20時間以上の**
雇用保険法の一般被保険者の数に**50万円**を乗じて得た額
（総額 1,000万円）

- ・**市内居住（府中市民）**で**1年以上継続**して雇用
- ・計算対象者の**奨励金交付時の在籍**

指定及び奨励金交付の条件等

- ・操業の開始及び事業の継続
- ・市税の完納
- ・交付の時期
奨励金①：操業の開始の確認後
奨励金②：完納のあった翌年度
奨励金③：操業の翌年度、翌々年度

問い合わせ先
府中市経済観光部 商工労働課
☎（0847）43-7190
Mail：
shoko@city.fuchu.hiroshima.jp